

# みさとまち 美里町におけるUPZ内から避難先までの主な経路

みさとまち こしま えきむがしちいきこうりゅう  
 ▶ 美里町(小島行政区)では、駅東地域交流センターを避難所としており、道路状況等を確認の上、避難等を実施。



33

# みなみさんりくちょう 南三陸町におけるUPZ内から避難先までの主な経路

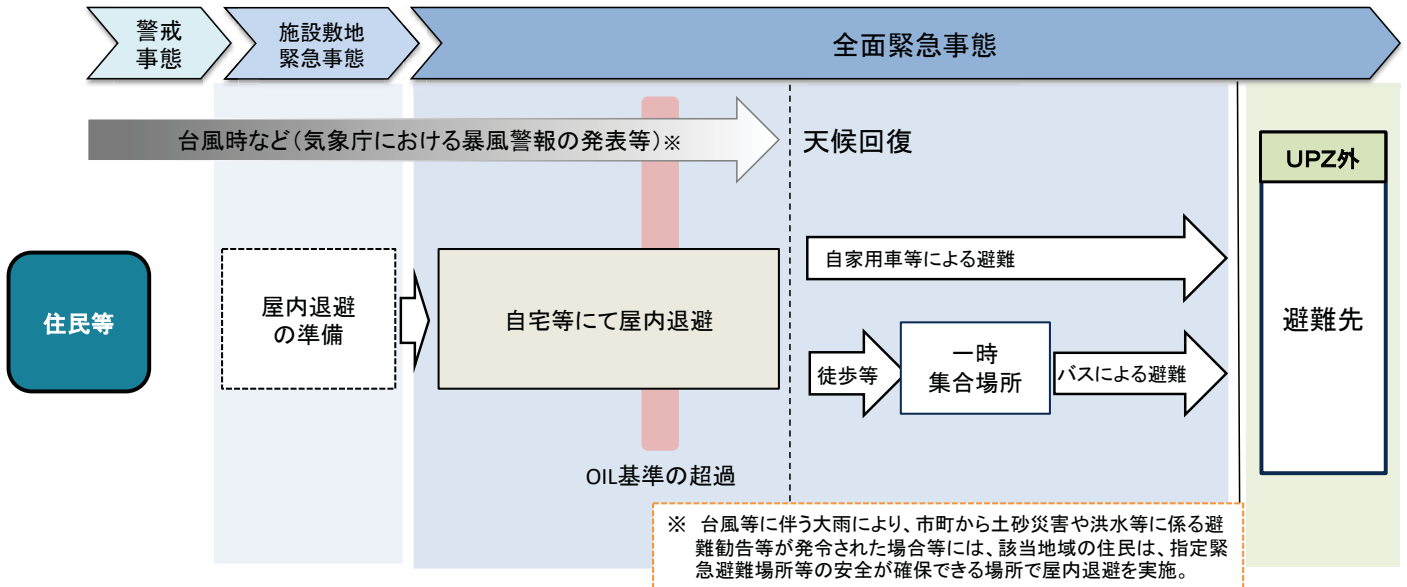
▶ あらかじめ避難経路を設定。自然災害等によりその避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。



34

- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、台風等により気象庁から暴風警報が発表される等、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

## <全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例> (外出をすることで命に危険が及ぶような場合)

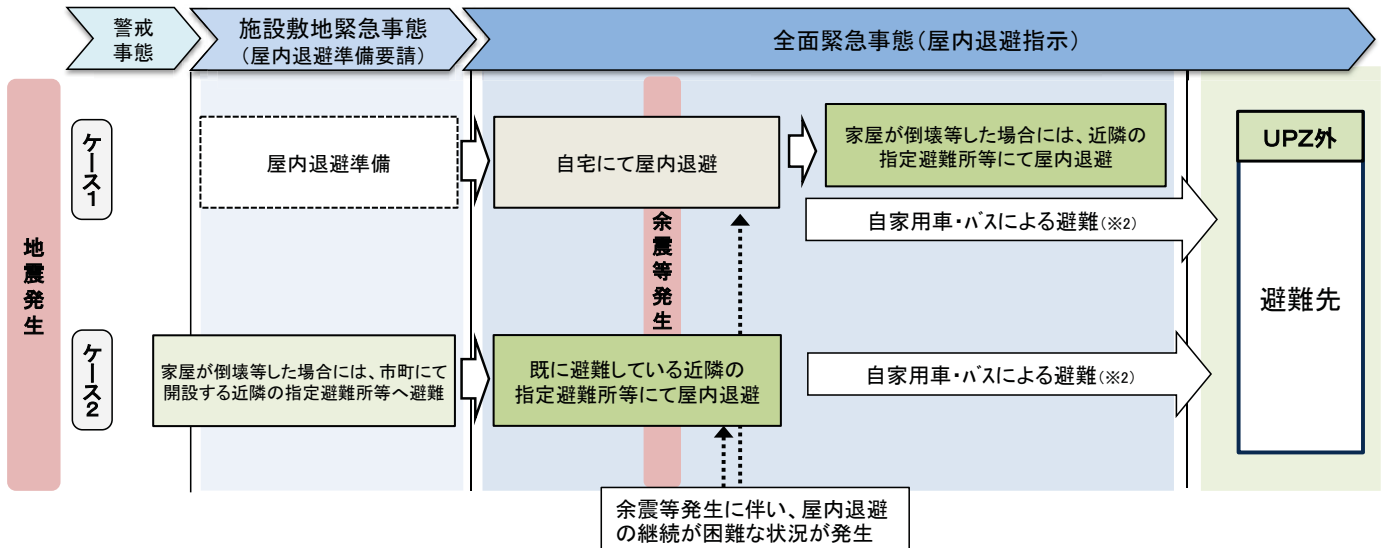


35

# 自然災害等(地震等※1)により屋内退避が困難となる場合のUPZ内の防護措置

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため市町にて開設する近隣の指定避難所等への避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでている中で余震等が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、市町が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を実施。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び宮城県等は、住民等の避難を安全をかつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を実施。

## <屋内退避中に余震等が発生し被害が激しくなった場合>



※1 津波災害時や土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 市町にて開設する近隣の別の指定避難所等で受け入れ可能な場合には、当該避難所等に移動し、そこで屋内退避を行う。

36

➤ 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、関係地方公共団体からの支援策として、4つの応援協定等を締結。

⑦ 災害時における宮城県市町村相互応援協定  
(平成16年7月26日)

【対象】  
宮城県及び宮城県内の全35市町村

- 【応援内容】
- ①食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材
  - ②被災者の救出・救護・防疫等の対策に必要な物資及び資機材
  - ③施設等の応急復旧に必要な物資及び資機材
  - ④情報収集、連絡事務等に必要な職員
  - ⑤対策等の実施に必要な職員
  - ⑥ボランティアの受入れ及び活動調整に必要な職員
  - ⑦その他特に要請のあった事項

① 大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定  
(平成26年10月21日)

【対象】  
北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県

- 【応援内容】
- ①救助及び応急復旧等に必要な要員
  - ②避難所の運営支援に必要な要員
  - ③支援物資の管理等に必要な要員
  - ④行政機能の補完に必要な要員
  - ⑤応急危険度判定士、ケースワーカー、ボランティアの斡旋
  - ⑥食料、飲料水及びその他生活必需物資
  - ⑦救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資
  - ⑧救援及び救助活動に必要な車両・船艇等
  - ⑨ヘリコプターによる情報収集等
  - ⑩傷病者の受け入れのための医療機関
  - ⑪被災者を一時収容するための施設
  - ⑫火葬場、ゴミ・し尿処理業務
  - ⑬仮設住宅用地
  - ⑭輸送路の確保及び物資拠点施設など物資調達、輸送調整に関する支援
  - ⑮その他特に要請のあったもの

㊦ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定  
(平成24年5月18日)

- 【応援内容】
- ①人的支援及び斡旋
  - ②物的支援及び斡旋
  - ③施設又は業務の提供及び斡旋
  - ④その他特に要請のあったもの

㊥ 原子力災害時の相互応援に関する協定  
(平成13年1月31日)

【対象】  
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

- 【応援内容】
- ①原子力防災資機材の提供
  - ②職員の派遣

